

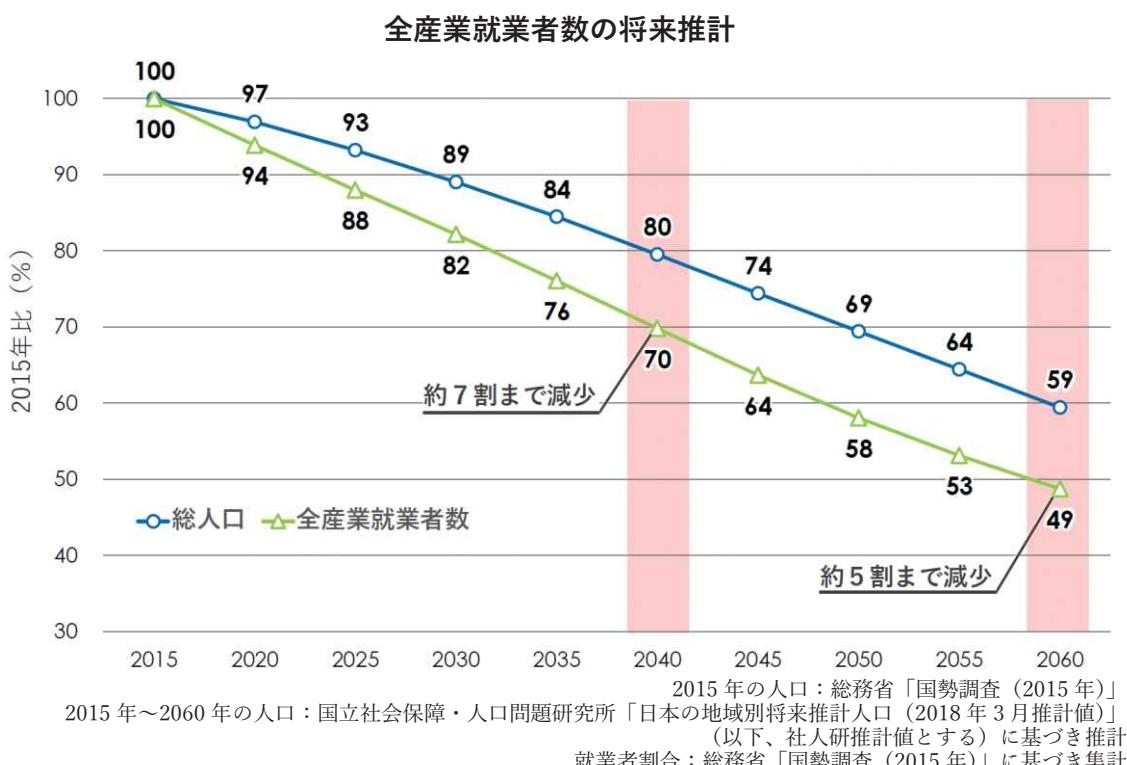
## 2 人口減少が地域の将来に与える影響の分析・考察

### (1) 経済

#### ① 就業

北海道における将来の全産業就業者数は、就業率が2015（平成27）年時点水準から変化しないと仮定すると、生産年齢人口の減少に加え、高齢化の進展による非就業者の増加により、近年、女性や高齢者の就業率が高まっているものの、2040（令和22）年時点で2015（平成27）年の70%、2060（令和42）年時点で同49%となる。

就業者数の減少による人手不足や後継者不足は、第1次産業における耕作放棄地や放置される森林の増加、漁業生産力の減少、第2次産業における工場の閉鎖等を誘発し、地域活力の低下や、北海道の強みの一つである、農林水産物の供給力の低下を招くことが懸念されるほか、介護、建設、運輸など、幅広い分野に影響を及ぼすことが懸念される。



#### 就業者数の算出方法、算出条件

2015年の就業者数＝総務省「国勢調査（2015年）」

2020年以降の就業者数＝2020年以降の15歳以上人口×就業者割合

就業者数は、【5歳階級別／男女別の15歳以上人口】と【5歳階級別／男女別の就業者割合】より算出

就業者割合（就業者数÷人口）は、2020年以降においても2015年と同じであると仮定

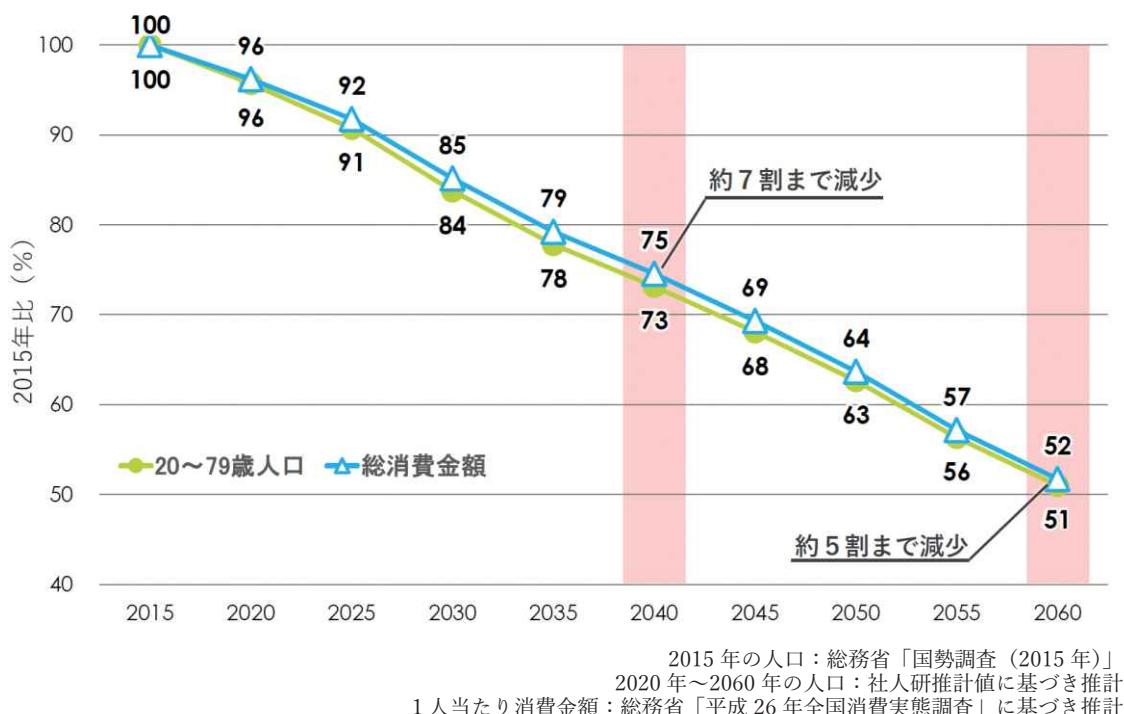
## ② 消費

年齢別人口に一人当たり消費金額を掛けて算出する総消費金額は、2040(令和 22) 年時点で 2015 (平成 27) 年比 75%、2060 (令和 42) 年で同 52% となる。

消費金額の減少は小売店舗の撤退を誘発することが懸念される。

小売店舗の撤退や都市部依存の進行による身近な買物環境の悪化は、高齢者をはじめとする交通弱者の日常生活の利便性を大きく低下させ、結果として、地域からの人口流出を招くことが懸念される。

総消費金額の将来推計



総消費金額の算出方法、算出条件

総消費金額 = 20～79 歳人口 × 1 人当たり消費金額

総消費金額は、【5 歳階級別の 20～79 歳人口】と【5 歳階級別の 1 人当たり消費金額】より算出

1 人当たり消費金額は、2020 年以降においても 2015 年と同じであると仮定

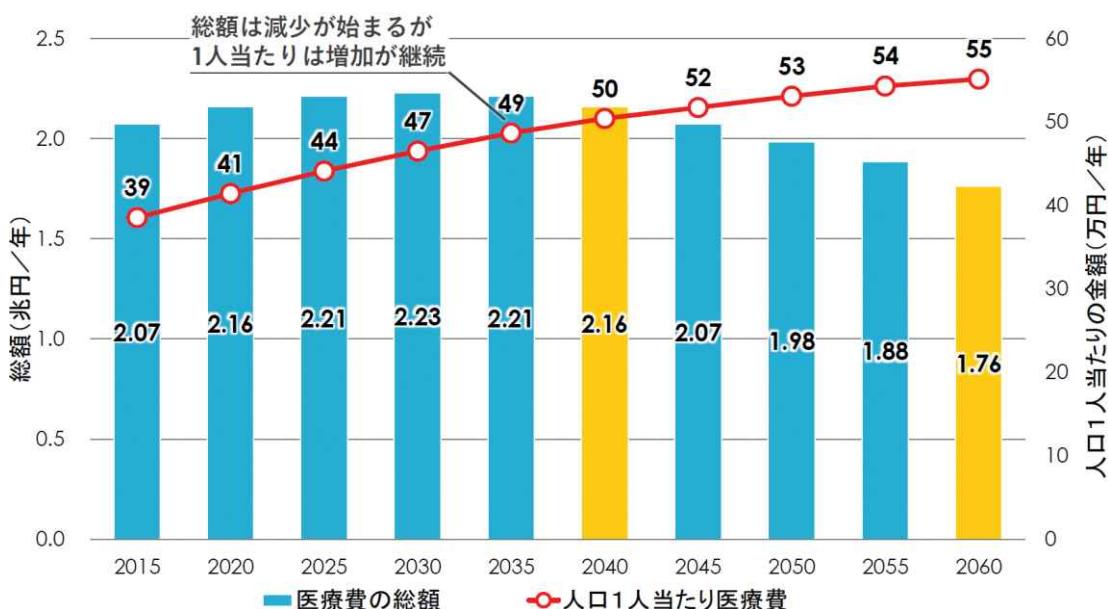
## (2) 医療・介護

### ① 医療負担

医療費の総額は、将来人口と年齢別1人当たり医療費により算出すると、2030（令和12）年の2兆2,300億円をピークに減少する。こうした傾向により、地方部における医療施設の撤退や身近な受診・受療機会の減少、通院時間の増加等、医療環境の悪化が懸念される。

また、医療費総額は減少するものの、高齢化に伴い、人口1人当たりの医療費は2015（平成27）年の39万円に対し、2040（令和22）年では50万円、2060（令和42）年時点では55万円まで増加する見込みであり、高齢化の進行により若年層や現役世代の負担増が懸念される。

医療費総額及び人口1人当たりの金額の将来推計



2015年の人口：総務省「国勢調査（2015年）」  
2020年～2060年の人口：社人研推計値に基づき推計  
1人当たり医療費：厚生労働省「医療費の地域差分析（平成27年度）」及び  
「医療保険に関する基礎資料（平成27年度）」に基づき推計

#### 医療費総額の算出方法、算出条件

医療費の総額 = 人口 × 1人当たり医療費

医療費の総額は、【5歳階級別／男女別の人口】と【5歳階級別の1人当たり医療費】より算出

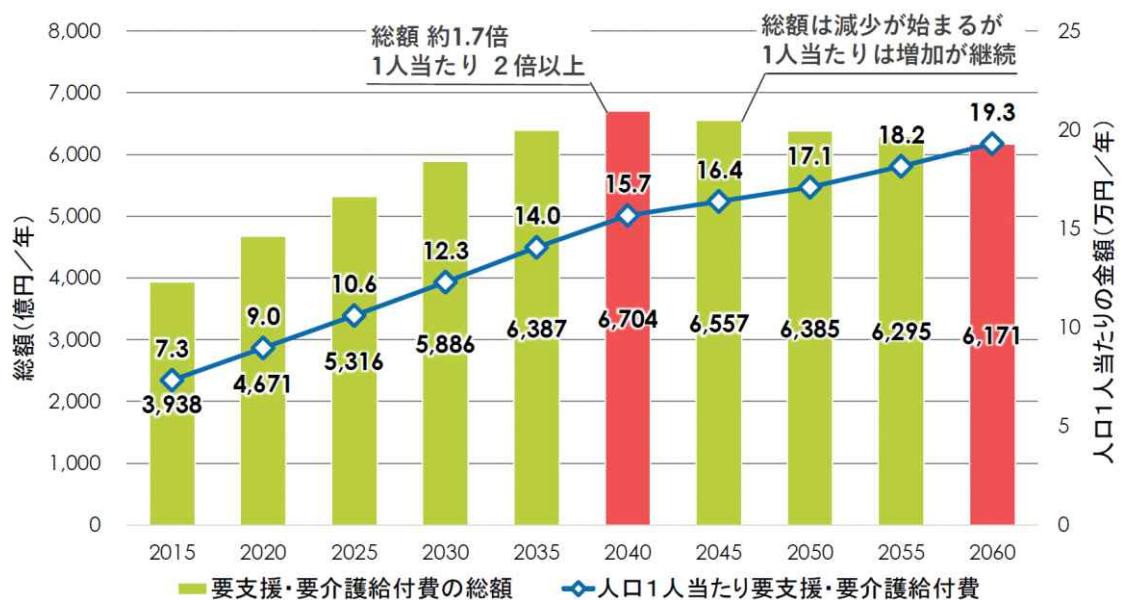
1人当たり医療費は、2020年以降においても2015年と同じであると仮定

## ② 介護

要支援・要介護に係る給付費の総額は、介護区分及び一人当たりの介護給付費が2015（平成27）年時点から変わらないと仮定すると、2040（令和22）年の6,704億円をピークに減少することが見込まれるが、人口1人当たりの給付費は、2015（平成27）年の7.3万円に対し、2040（令和22）年では2倍以上の15.7万円、2060年では19.3万円まで増加する。

医療負担と同様、高齢化の進行により、若年層や現役世代の介護に要する負担が増大することが懸念される。

要支援・要介護に係る給付費の総額の将来推計



2015年の人口：総務省「国勢調査（2015年）」  
2020年～2060年の人口：社人研推計値に基づき推計  
認定者1人当たり要支援・要介護給付費：厚生労働省「平成27年度介護保険事業状況報告」に基づき推計

### 要支援・要介護給付費の算出方法、算出条件

2020年以降の要支援・要介護給付費総額

=2020年以降の要支援・要介護認定者数×認定者1人当たり要支援・要介護給付費

2020年以降の要支援・要介護給付費総額は、【年齢階級別／男女別／支援・介護区分別の要支援・要介護認定者数】と【支援・介護区分別の認定者1人当たり要支援・要介護給付費】より算出

認定者1人当たり要支援・要介護給付費は、2020年以降においても2015年と同じであると仮定

2015年の認定者1人当たり要支援・要介護給付費

=2015年の要支援・要介護給付費総額÷2015年の要支援・要介護認定者数

認定者1人当たり要支援・要介護給付費は、【支援・介護区分別の要支援・要介護給付費総額】と

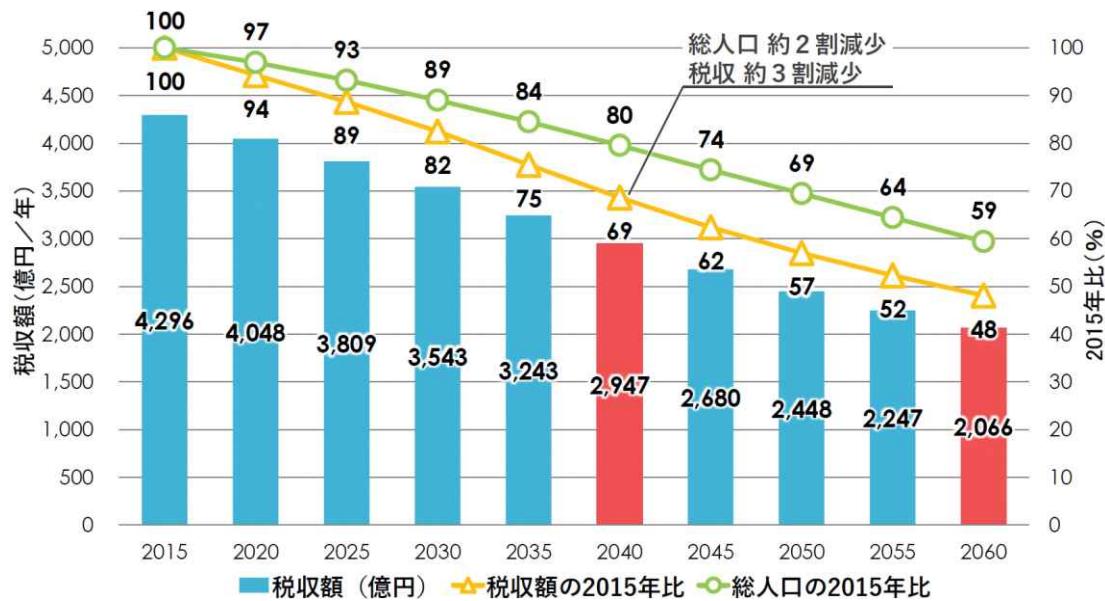
【要支援・介護区分別の要支援・要介護認定者数】より算出

### (3) 税収

税収は、将来の就業者人口と1人当たりの収入額により算出すると、生産年齢人口の減少に加え、高齢化の進展に伴う非就業者の増加等により、総人口の減少を上回るスピードで減少し、2040（令和22）年では2015（平成27）年比69%、2060（令和42）年では同48%となる。

税収の減少に加え、医療費は2030（令和12）年まで、介護給付費は2040（令和22）年まで増加が見込まれていることから、行財政を取り巻く環境が更に悪化することが懸念される。

税収額の将来推計



2015年の人口：総務省「国勢調査（平成27年）」  
 2015年～2060年の人口：社人研推計値に基づき推計  
 就業者1人当たり課税標準額：厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査」及び  
 総務省「市町村税課税状況等の調（平成27年）」

税収の算出方法、算出条件

税収=就業者数×就業者1人当たりの課税標準額×税率

税収は、【5歳階級別の就業者数】と【5歳階級別の就業者1人当たり収入額】より算出

就業者数は、総務省「国勢調査（2015年）」、社人研推計値に基づき推計

就業者1人当たりの収入額は、総務省「平成27年度市町村税課税状況等の調」、厚生労働省「平成27年

賃金構造基本統計調査に基づき推計

税率は、住民税を想定し、一律10%と設定